

医療従事者名簿記入要領

R6. 4. 1

- 1 医師、歯科医師、薬剤師、看護師・准看護師、助産師、介護職員、看護補助者、管理栄養士・栄養士、診療放射線（X線）技師、臨床検査技師、歯科衛生士、その他（理学療法士、作業療法士、マッサージ師、各課（科）各部門助手、給食関係職員、医療ソーシャルワーカー、事務職員等）病院から直接給与を支給している職員を、記載すること。
- 2 資格者については、必ず免許欄に、登録番号・登録年月日・交付者名を記載すること。
交付者名は「厚生労働大臣」「〇〇県知事」等を記載すること。
- 3 非常勤職員の現勤務先名は、必ず記載すること。
常勤とは、就業規則等診療所で定める勤務時間の全てを勤務するものをいう。
- 4 勤務日及び勤務時間（非常勤のみ記入）について
 - (1) 勤務日が概ね固定している職員については、その決まった勤務曜日と時間を記載すること。
例 「月曜日 午前9時から12時まで」
 - (2) 勤務日が不定期的な勤務の職員については、1週間又は1か月当たりの実勤務時間を、日勤及び夜勤別に記載すること。
例 「日勤16時間／週」 「当直70時間／月」
- 5 立入検査当日は、医療従事者名簿記載者順に免許証の写し及び出勤簿又はタイムカード等勤務状況を確認できる書類を準備しておくこと。